

議案第 99 号

地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の変更について

地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款を別記のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 27 日提出

筑西市長 須 藤 茂

別記

地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の一部を改正する定款

地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款（平成２９年定款）の一部を次のように改正する。

第１５条の表茨城県西部メディカルセンターの項の次に次のように加える。

茨城県西部メディカルセンター健診センター	筑西市大塚５５５番地
----------------------	------------

第１６条中第９号を第１０号とし、第５号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。

別表第２項の表中

筑西診療所	診療所、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所	筑西市玉戸字山ヶ島 １６５８番地	1,606.23	を
	浄化槽機械室	同上	36.88	

」

筑西診療所	診療所、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所	筑西市玉戸字山ヶ島 １６５８番地	1,606.23	に

」

改める。

附 則

この定款は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。